

独立行政法人農畜産業振興機構補助事業

# 四国生乳販連ニュース

四国四県の生産者と連合会をつなぐコミュニケーション紙

## 第16号

発行日／平成21年1月25日

発行所／四国生乳販売農業協同組合連合会

〒760-0023 香川県高松市寿町1丁目1番12号

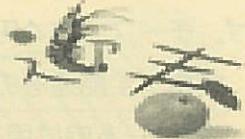
編集・発行人／菊川 時彦



### 年頭のご挨拶

四国生乳販売農業協同組合連合会

代表理事長 和田 健



新年明けましておめでとうございます。

皆様方にはご健勝にて新年をお迎えのことと存じます。

昨年につきましても、四国地域の酪農家の皆様方はじめ、関係団体の皆様方には、  
本会の業務運営に多大のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在の酪農を取り巻く環境は、飼料価格等の高騰が落ち着きを取り戻したもの、世界的な景気の悪化  
が懸念され、農家の経営努力により対応できる範囲を超えた生産基盤を破綻しかねない厳しい状況がつづ  
いており、予断を許さない状況にあります。

このような状況下、四国の乳価については、取引乳業者に対し、酪農  
家の厳しい経営状況について理解を求めるとともに、飼料価格上昇分相  
当額を要求額とし乳業者と早期決着を目指し交渉を行なった結果、ほぼ  
要求額満額（飲用等向けの用途について10円/kg、値上時期平成  
21年3月）の値上げ回答を得ることができました。

しかしながら、今後製品流通段階において、値上げ分が末端価格へ転  
嫁された場合、先行き不透明な景気動向による消費者の購買力のさらなる  
低下等が懸念されております。

また、乳価及び集送乳経費の平準化については、「機能強化中期計画」  
に基づき、平成18年度より段階的に進めてまいりましたが、生乳受託  
販売委員会及び理事会において、慎重に審議した結果、早期  
に平準化を進める方針を決定致しました。

計画生産につきましては、需給動向を考慮しつつ、生乳生産  
基盤の維持・確保を図るため、四国四県それぞれの生乳生産状  
況を踏まえ、極力農家個々の空枠を作らない、安心して搾れる  
生産能力にあった枠配分を行い、「四国はひとつ」という想い  
で、取り組んでおります。

2009

本年におきましても、四国地域酪農の益々の発展  
と振興のため、役職員一丸となって邁進する所存で  
ございますので、酪農家はじめ関係団体の皆様方の  
ご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ  
申し上げます。

## 20年度乳価について

平成20年度乳価につきましては、広域指定団体・全国連の状況・動向等を踏まえ、4月1日から飲用等3円、加工向け5円の中間的暫定値上げを実施いたしました。

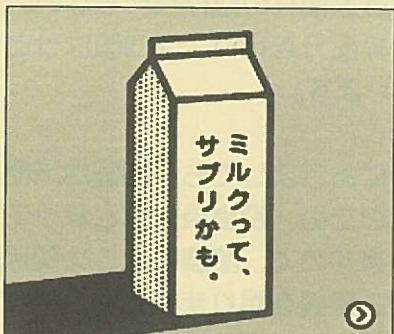
その後、急激な飼料原料価格等の高騰による影響を受け、配合飼料・粗飼料価格が値上り、コスト上昇により酪農経営は危機的状況を向かえ、止む無く期中追加値上げ要求額、「全用途10円」を組織決定し、交渉を進めてまいりました。

交渉にあたっては、早期に酪農家に対して、確実なメッセージが発信できるように約一年間、粘り強く鋭意、交渉に努めてまいりました。

この結果、各取引乳業者の深いご理解とご協力により20年度追加値上げ乳価については、以下のとおり合意の方向となりました。

### 記

1. 大手三者、中小・農プラ乳業者については、改定時期21年3月1日より、飲用等向け10円値上げ。チーズ向け4円値上げ。加工向けについては、ホクレンの4円値上げで交渉中。
2. 全農、全酪連等の広域物生乳については、着地(近畿)の決着を追隨する。
3. 生クリーム向け用途については、① 飲用向けの用途拡大による生クリーム向け10円値上げ、② 既存(本来)の生クリーム向け5円値上げとする。  
なお、既存の生クリーム向けについては、ホクレンが20年4月から4円値上げ、来年3月より4円値上げ、合計8円値上げの追隨によるものとし今回格差を是正する。(都府県は4月3円値上げ、来年3月より5円値上げ、合計8円の値上げとする。)
4. 学乳向けは、年度毎の入札価格が基本となるため、年度途中の再入札は難しい。従って、18年度以降、検討・対応してきた学乳向けの経過措置等を踏まえ、新年度(21年)の4月1日より改定、値上げとする。
5. 加工向け・生クリーム向け・チーズ向けは、ホクレンの交渉による決着条件を追隨する。11/19  
ホクレンが決着公表した内容は、飲用向け10円値上げ、加工向け・生クリーム向け・チーズ向け4円値上げ。改定時期21年3月1日。(4月、21年3月で約11円値上)
6. 参考：四国の20年4月1日より、値上げ改訂した用途別値上げ幅は、次のとおり。① 飲用等向け3円値上げ。② 生クリーム向け3円値上げ。③ チーズ向け10円値上げ。④ 加工向け5円値上げ。  
⑤ 学乳向けは、経過措置を踏まえ、据え置き。
7. 現在、加工向けの交渉中であるが、20年度乳価が前記の方向すべてが決着すれば、21年3月以降の値上額は、19年度に比べて概ね12円程度、上昇することとなる。



## 乳価及び集送乳経費の平準化の現状と今後の取組について

### 1. 生乳の取引実態等

「機能強化中期計画」の方針に基づき、① 同一乳業・同一価格の実施、② 乳業者別用途別販売価格の見直し、③ 有利販売のための需給調整、等を積極的に実施し、18年度は、全生乳当たり約0.21円/kg、19年度は、約0.61/kgのメリットを以下の取り組みにより確保してまいりました。

#### (1) 平成18・19年度における配乳変更等による結果

有利販売にむけた配乳変更及びスポットによる需給調整等を行い下記のとおりの結果となった。

平成18・19年度 約49,100千円のメリットを確保。

#### (2) 補助事業

##### ①生乳需要構造改革奨励金交付事業

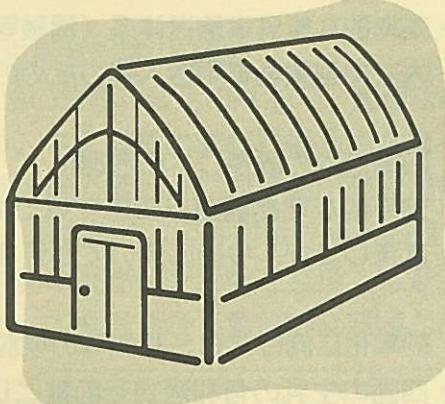
ナチュラルチーズ、液状乳製品及び発酵乳に仕向けられた生乳の数量（県知事が通知する数量により算出された数量）に対し奨励金が交付される事業。

平成18・19年度 約9,300千円

##### ②広域指定団体生乳需要緊急確保事業

発酵乳向の生乳取引数量で、平成17年度実績を超過した数量に対し奨励金が交付される事業。

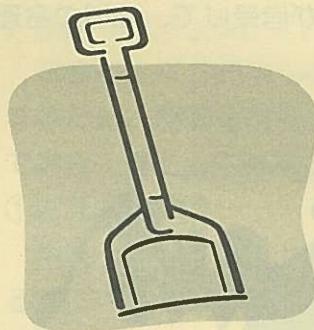
平成19年度 約68,200千円



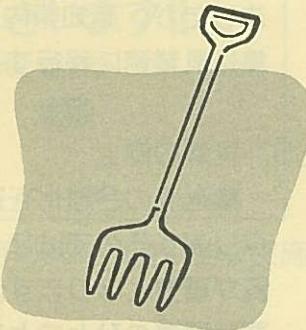
### 2. 今後の早期平準化への取り組みの考え方

平準化については、四国で生産された生乳の合理的な集送乳体制による飲用向を中心とした有利販売のため、「四国はひとつ」の基本理念のもとに会員相互が連携し協調的に取り進めることとしているところです。

乳価については、飲用等向け用途について、4月に3円/kg、21年3月より10円/kgの



合計13円/kgの値上げを確保したが、値上げ以降の消費動向によっては、販売に係る用途及び流通内容等に大きな変更を必要とすることも想定され、配乳変更等の迅速且つ柔軟な対応が望まれております。



よって、現在「機能強化中期計画」に基づき段階的に平準化を実施することとしているが、乳価値上げを含めた昨今の酪農情勢を踏まえ、有利販売のための需給調整等を円滑に実施するため、20年12月25日の理事会において、21年度より乳価及び集送乳経費平準化の完了を進めていくこととなりました。

### 3. 集送乳体制の合理化および経費削減への取り組み

#### (1) 四国管内のCS施設等の現状

県別	施設名	能力	稼働率	設置時期	所有者
徳島 ③	県酪農協CS	20t×2基、10t×1基、10t×2基	70t	約66%	H14
香川 ⑪	香川中央CS	5t×1基、10t×2基、11t×1基	36t	64%	S44
	西讃酪農CS	10t×1基、15t×1基	25t	40%	S59
愛媛	直送のため、無し。				
高知 ①	四万十CS	10t×1基、6t×1基、5t×1基	21t	62%	S39
高知 ①	大津CS	10t×3基	30t	100%	H7
Total ⑯			182t	約67%	

※ 県別の○数字は、平成13年度当時の県別のCS施設数を示す。

#### (2) 四国の生乳の輸送体系効率化の検討

- ・効率的な集乳車輸送体系（輻輳等の改善）の検討。
- ・大、中型集乳車用搬入路のための路肩等の整備についての各地域の状況把握による検討。

#### (3) 四国管内の既存CSの合理化

効率的な需給調整を実施するため、四国管内CSの更新・統合等、合理化に向けた取り組みを進めてきましたが、今後においても更なる合理的な再配置・閉鎖等の検討を進めてまいります。

#### (4) 効率化に向けたCS整備等の検討

・四国の生乳の有利販売を前提とした効率的な需給調整体制整備に向け、乳業等所有のCSの借受、大型バルククーラーの設置等、を検討します。また既存の稼働率の低い基幹CS施設の将来的な対応等についても検討を進めてまいります。

・解消すべき課題もあるが、香川県下の2CSの統合による合理化の検討。

県下の生産量の内、約10%（四国全体では約3%）の工場への直送の検討。

県下のH19直送割合 約65%（四国全体では約76%）

合理化後の割合 約75%（四国全体では約79%）

・高知県四万十CS老朽化に伴い、施設の廃止及び直送体制も含めて委員会、理事会等において検討を進めてきました。その結果、安価な中古バルクタンクへの更新について年度末を目途に準備してきましたが、高知県内の中心地に位置する乳業所有の大津CSを四国販連が借受けて、地域の合理的な集送乳業務に移行する方向で進めております。

#### (5) 乳質の向上

集送乳の合理化を進めるためには、合乳によってクリアするのではなく、農家個々の段階における乳質が重要となります。また、効率的な需給調整の重要な要素のひとつとなるため、引き続き検査データ等に基づいた生産段階での状況把握及び向上対応を促進いたします。



## 酪農理解醸成活動について

### 1. 牛乳消費をめぐる市場環境の特徴

わが国の牛乳消費をめぐる環境は、少子高齢化や食生活の外部化等の社会構造的な変化に加え、流通飼料価格の高騰を背景にした原料乳価格の値上げによる牛乳小売価格の上昇、さらには、急激な株安・円高による景気の急速な冷え込みと生活不安のなかで、従来にも増して厳しい状況に見舞われています。特に、本年度末から来年度に向けて、牛乳価格が大幅な上昇することが見込まれるとともに、ボーナスや給与の大幅カット等による所得の減少等によって消費者の購買行動は生活防衛的なものになると予想されることから、牛乳消費の大幅な減退が顕在化することが危惧されます。

一方、消費者の食生活行動は、外食機会が大きく減少し家庭内食への食料費支出割合が増加するとともに、家庭内食においても、嗜好性の高い食品の購入頻度が減少し、栄養コストの低い基礎的食品への支出割合が増加することが想定されることから、家庭内での牛乳の相対的な位置付けが高まり、これに併せて食品小売業（店舗）における牛乳の相対的な重要度も高まるものと推察されます。

常に安全・安心で  
確かな品質を要求  
される牛乳。  
牛乳を作る酪農家  
の現状を知って  
ください!



NO MILK  
NO LIFE

中央乳業

### 2. 牛乳消費拡大に係る生産者組織の課題

牛乳市場をめぐる環境の急激な変化のなかで、適正な原料乳価格水準を確保しつつ、牛乳消費の減少を極力小さなものにするためには、原料乳価格の値上げに対する小売流通業の理解を促進するとともに、乳業者による牛乳販売価格の値上げ、小売流通業における牛乳の販売促進活動を支援・推進することが、生産者組織にとっても重要かつ緊急的な課題となっている。

### 3. 当面する緊急対策

こうした牛乳消費をめぐる環境変化と課題に対応する観点から、小売流通関係者及び報道関係者へのヒアリング結果等を十分に踏まえ、生産者組織として、次のような緊急対策を講じるものとする。

#### (1) 広報（パブリシティ）活動の継続・強化

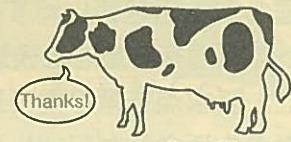
平成21年3月からの原料乳価格の値上げを円滑に実現するため、酪農理解を促進する広報活動等を、以下の内容で継続・強化して実施する。

##### ①主な実施時期

牛乳小売価格の値上げが予定される時期を踏まえ、20年12月から2月の期間に重点的な実施する。

##### ②主な訴求点

国際的な穀物相場及び原油価格の低下によって、流通飼料価格が徐々に低下することが見込まれるなかで、原料乳価格の値上げが必要ないのではないかという議論が高まることも危惧される。こうした状況を踏まえ、乳業者及び小売流通業者に対して、酪農経営及び生乳生産基盤の実態や環境についての正確な情報を積極的かつ迅速に発信するものとする。



いつも牛乳を  
飲んでいただけて  
ありがとうございます!!

日本の酪農家一同

NO MILK  
NO LIFE

## (2) 「牛乳に相談だ。」キャンペーンの拡充・強化

「牛乳に相談だ。」キャンペーンについては、4年間の蓄積で極めて高い認知率（若年層85%、母親層が90%）を実現していることを基礎に、乳業者及び食品小売業の販売促進活動を支援するため、以下の拡充・強化策を推進する。



## ②主な訴求点

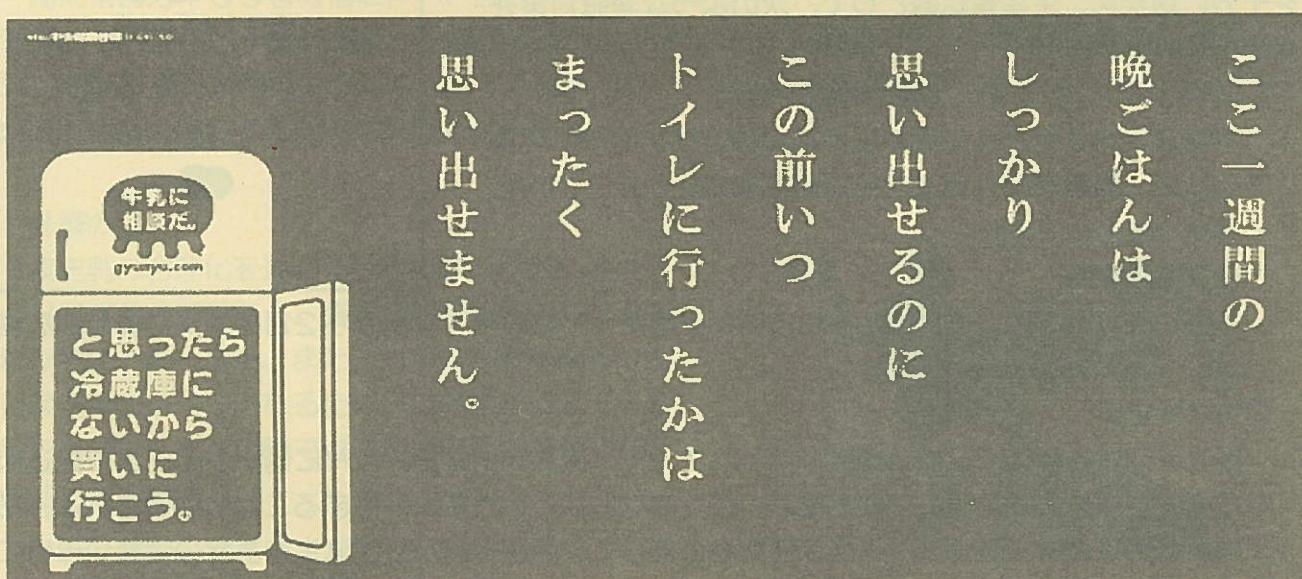
「家族の栄養を低成本でバランス良く確保できる。」という牛乳の優れた栄養素密度などの機能的な特徴、及び牛乳が国産100%であり生産者が生乳の安定供給や安全・安心の取り組みに日々努力していることを、重点的に訴求する。

### ③ TVCM等の考え方

キャンペーン認知とイメージ訴求を行うTVCM、ラジオCM等については、生活不安感が強まる「暗い」世相観を払拭する「明るくて楽しい」イメージで家族や家庭の食生活を楽しくするには「牛乳に相談だ。」といった章図を持たせた表現とする。

## ①キャンペーンの時期

牛乳小売価格の値上げが予定される時期を踏まえ、キャンペーンの実施時期は、平成21年2月から5月（6月1日「牛乳の日」を中心到達点に設定）までの期間とする。





## 酪農教育ファーム活動について

### 1. 酪農教育ファームの誕生

酪農教育ファーム活動とは、牧場を教育の場として開放し、酪農体験を通して食といのちの学びを支援することを目的としています。

平成8年ごろより、日本酪農をめぐる政策環境、経営構造が大きく変化し、下図のような酪農家側の求めるものと教育側の求めるものが一致し、酪農教育ファーム活動が誕生しました。

平成13年には、酪農教育ファーム認証牧場制度も始まり、現在では、全国に249戸の認証牧場が存在します。

#### 酪農家側の視点

酪農の新しい価値を開発し  
消費者に評価してもらおう！！

- 酪農という「産業」が、生産される生乳の「価格」のみで評価される土俵を変えることができないか。
- 商品流通のみに依存した消費者との「関係性」を変えることができないか。

#### 教育側の視点

牧場を教育に活用できないか？

#### 教育現場の現状

- これまでにないタイプの事件が多発し、教育現場は危機感と焦燥感、無力感。
- 「生きる力」を育む「心の教育」「生命の教育」が必要。
- 「いただきます」の心を育てる「食の教育」が必要。

**酪農教育ファーム誕生！！**

## 2. 四国における酪農教育ファーム活動の現状

四国地域酪農教育ファーム活動は、事務局を四国販連に置き、平成18年度に3戸だった認証牧場が、現在7戸（平成21年4月より8戸、全国の認証牧場249戸）となり、それら認証牧場（徳島県：板東牧場、香川県：広野牧場・藤川牧場・三井牧場・大山牧場・横田牧場〈平成21年4月より〉、高知県：岡崎牧場）では、活発に酪農教育ファーム活動を実施しております。

酪農経営の多様化が進む中で、「酪農や牛乳の価値」を理解し、行動する消費者の増加（＝牛乳の消費拡大）を図るため、中長期的視点に立った継続的な活動が必要とされております。

特に、将来にわたって牛乳消費を支えていく子どもたちに、酪農教育ファーム活動を通して、「食といのち」に関する望ましい知識・価値・概念を造成していくことが、牛乳の消費拡大を超えて、就農意欲へも影響を及ぼすと考えられます。

酪農教育ファームにご興味のある生産者の方は、ぜひ四国生乳販連までご連絡を！！

### 中央における酪農教育ファームパンフレット



### 体験活動に活用できる各種教材



# 平成21年度計画生産について

## 1. 四国における計画生産対策の基本的な考え方



平成20年度の計画生産については、生乳生産基盤の維持・確保を図るため、四国四県それぞれの生乳生産状況を踏まえ、極力農家個々の空枠を作らない、安心して搾れる生産能力にあった枠配分を行い、四国全体で取り組んでいます。

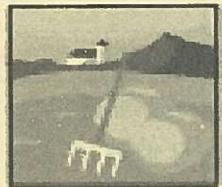
昨今の厳しい酪農情勢を踏まえ、引き続き四国が一体となった生乳計画生産対策を実施することが重要であり、平成21年度についても、中央酪農会議の生乳計画生産対策に基づき、四国生乳販連として取組むことと致します。

## 2. 中央における計画生産対策

### (1) 基本的な考え方

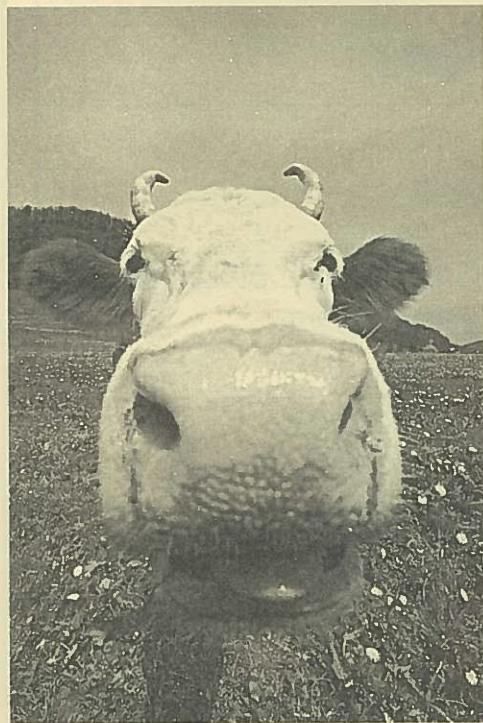
平成21年度の生乳の需給は極めて流動的であり、現在の段階ではその動向を予測しがたい状況にあるが、総じて、生乳需要についてはやや減少傾向で推移し、生乳生産については急速な増産に転じる可能性は小さいものと推測されます。

したがって、平成21年度の生乳計画生産対策においては、生乳需要に見合った生乳の安定供給を行うことを基本に推進することが必要です。



### (2) 円滑に推進するための仕組み

生乳計画生産目標数量の配分の時期、新規就農枠の設定、ペナルティ措置等、計画生産対策の円滑な推進に必要な仕組みについては、これまでの内容を基本に、以下の通り実施するものとする。



- ① 生乳計画生産目標数量の指定団体別配分の時期(平成21年3月末日までの極力早い時期に実施。)
- ② 生乳計画生産目標数量におけるチーズ向け数量等の位置付け(生乳計画生産目標数量は、生乳供給目標数量並びにチーズ向け生乳販売計画数量及び全乳哺育向け生乳販売計画数量で構成。)
- ③ 新規就農枠数量の配分(全国数量を設定するものとし、その配分は、指定団体別の申請数量に応じて配分。個人経営の場合で500トン、法人経営の場合で1,500トンを上限に、21年6月30日までに申請。)
- ④ 生乳供給目標数量の指定団体間調整(別に定める期日までに申請のあった增量及び減量の希望数量を基に、都府県の東日本・西日本、都府県全体、全国の順で調整。)
- ⑤ 超過及び未達のペナルティ措置(超過のペナルティは、22年度生乳供給目標数量から削減される数量ペナルティ及び超過数量に40円/Kg課せられる金銭ペナルティ。1%以内の超過については、これらのペナルティは免除。需要期生乳供給促進規定を設定し、これに基づき定める数量を上回った場合の数量についても、ペナルティを免除。未達のペナルティは、22年度生乳供給目標数量から削減される数量ペナルティ。生乳供給目標数量の0.5%以内(生乳供給目標数量が25万トンを下回る指定団体は1%以内)の未達については、ペナルティは免除。)

# 四国生乳販連・行事だより

開催月日 場所	会議名	協議内容・報告事項
20年 7月31日 サンポートホール高松 6階会議室	第65回事業推進専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の生乳需給をめぐる情勢並びに生産動向</li> <li>・乳代及び集送乳経費の平準化の今後の取組み</li> <li>・配合飼料クロコソフライアス及び環境規範の点検シート 及び補助事業概要</li> </ul>
20年 8月8日 サンポートホール高松 7階会議室	第4回四国地域酪農教育ファーム推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度酪農教育ファーム活動報告</li> <li>・20年度酪農教育ファーム活動計画</li> </ul>
20年 8月8日 サンポートホール高松 6階会議室	第5回生乳の安全・安心確保のための四国地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度生乳の安全・安心の確保に係る取り組み状況</li> <li>・20年度生乳の安全・安心の確保に係る取り組み</li> <li>・20年度検証作業等実施スケジュール</li> <li>・家畜伝染予防法施行規則別表第1の改正</li> </ul>
20年 8月12日 サンポートホール高松 5階会議室	第3回理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の生乳需給をめぐる情勢と生産動向と乳価再交渉</li> <li>・農林水産省、常例検査実施に伴う検査書とその回答書</li> <li>・諸規定等の改正・変更</li> <li>・20年度理事の報酬額及び支給方法</li> <li>・中期経営計画の設定</li> <li>・19年度広域生乳検査委託料の確定</li> </ul>
20年 8月12日 サンポートホール高松 5階会議室	第17回臨時総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期経営計画の設定</li> <li>・監事監査規程の変更</li> </ul>
20年 8月12日 サンポートホール高松 5階会議室	第1回監事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省、常例検査実施に伴う検査書とその回答書</li> <li>・監事会運営規則並びに監事監査規程の変更</li> <li>・20年度監事の報酬額及び支給方法</li> </ul>
20年 10月9日 サンポートホール高松 5階会議室	第36回生乳受託販売委員会	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の生乳需給をめぐる情勢と生産動向等</li> <li>・乳価交渉を巡る状況</li> <li>・四万十CSの集送乳に係る管理・運営状況</li> <li>・21年度以降の生乳計画生産対策の検討</li> <li>・牛乳の小売価格調査</li> <li>・職員体制</li> <li>・酪農理解醸成活動に係る「危機的状況が深まる日本酪農の現状」</li> </ul>

## 四国生乳販連・行事だより

開催月日 場 所	会 議 名	協議内容・報告事項
20年 10月16日	第4回理事会 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の生乳需給をめぐる情勢並びに生産動向</li> <li>・乳価交渉を巡る状況</li> <li>・農林水産省、常例検査実施に伴う検査書とその回答書</li> <li>・四万十CSの集送乳に係る管理・運営状況</li> <li>・21年度以降の生乳計画生産対策の検討</li> <li>・牛乳の小売価格調査並びに酪農理解醸成活動</li> <li>・職員体制</li> </ul>
サンポートホール高松5階会議室		
20年 10月30日	第66回事業推進専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の生乳需給をめぐる情勢並びに生産動向</li> <li>・乳代及び集送乳経費の平準化の今後の取組</li> <li>・乳成分改善状況</li> <li>・乳価をめぐる状況</li> <li>・酪農全国基礎調査の実施</li> </ul>
サンポートホール高松6階会議室		・20年度都府県酪農緊急経営強化対策事業
20年 11月12日	上半期決算監査	・上半期決算監査
四国生乳販連事務所会議室		
20年 11月18日	飼料自給率向上協議会説明会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都府県酪農緊急経営強化対策事業に係る 酪農飼料基盤確保推進事業について</li> <li>・飼料自給率向上計画の策定</li> <li>・酪農飼料自給率向上協議会</li> </ul>
アルファあなぶきホール5階会議室		
20年 12月25日	第5回理事会 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上半期監査実施に伴う結果報告</li> <li>・最近の生乳需給をめぐる情勢並びに生産動向</li> <li>・平成20年度乳価</li> <li>・職員派遣制度の実施</li> <li>・乳代及び集送乳経費の平準化の現状と今後の取組</li> <li>・21年度生乳計画生産対策の基本的な考え方</li> <li>・牛乳消費拡大活動を巡る当面の課題・対応</li> <li>・広域生乳流通体制確立事業</li> <li>・牛乳の小売価格調査</li> <li>・職員体制</li> <li>・事業推進専門部会委員</li> </ul>
サンポートホール高松5階会議室		

## 平成20年度会員別生乳受託販売実績

(単位：㌧, %)

会員名	第1四半期	前年対比	第2四半期	前年対比	第3四半期	前年対比	合計	前年対比	12月末戸数
徳島県酪農協	11,350	94.1	9,864	92.4	10,084	96.1	31,298	94.2	186戸
香川県農協	9,956	100.8	8,549	95.0	8,761	96.5	27,266	98.0	148戸
愛媛県酪連	11,935	96.3	10,461	95.8	10,822	96.6	33,218	96.3	173戸
全農高知県本部	7,162	105.7	6,409	110.7	6,735	106.8	20,306	107.6	84戸
合計	40,403	98.3	35,283	97.3	36,402	98.2	112,088	97.9	591戸

## 平成20年度用途別販売実績

(単位：㌧, %)

用途別	第1四半期	前年対比	第2四半期	前年対比	第3四半期	前年対比	合計	前年対比	平均単価	用途別比率
飲用牛乳向け (うち学校向け)	32,704 3,833	96.7 99.1	30,285 2,222	97.5 103.9	30,180 3,844	98.1 97.3	93,169 9,899	97.4 99.4	101.23円 —	83.1 8.8
醸酵乳等向け	3,510	111.8	3,516	111.5	3,260	112.7	10,286	112.0	83.00円	9.2
特定乳製品向け (うち委託加工向け)	3,302 0	100.9 —	635 0	58.9 —	2,202 0	87.5 —	6,139 0	89.4 —	61.38円 —	5.5 0
生クリーム向け	809	100.8	782	88.1	679	83.7	2,270	90.7	83.83円	2.0
チーズ向け	29	95.5	32	87.1	42	127.7	103	103.2	49.33円	0.1
公共分	49	95.0	33	112.7	39	92.5	121	98.4	101.67円	0.1
総受託乳量	40,403	98.3	35,283	97.3	36,402	98.2	112,088	97.9	97.27円	100.0
加工比率	8.2		1.8		6.0		5.5		—	—

※ 平均単価については、成分加算金除く。

職員人事

## 新入職員

畠山 英隆

(平成20年10月1日付)

今後ともよろしく  
お願い申し上げます。

## ★四国生乳販連ホームページも

よろしくおねがいします★

URL:<http://www.dairy.co.jp/shikoku/>